

単位老人クラブ活動推進事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 単位老人クラブ活動推進事業補助金の交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県健康福祉補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(補助金の基礎額等)

第2条 要項別表の補助率又は補助金額の欄中知事が別に定める基礎額は、月額2,750円（年33,000円）を上限とし、予算の範囲内で別に定めるものとする。

2 要項別表の補助対象経費欄中老人クラブ事業とは、次に定めるものとする。

- (1) 高齢者の生きがいと健康づくりを推進する各種活動（健康づくり・介護予防活動、学習・文化活動、その他の生きがい・健康づくり推進活動）
- (2) 地域・社会貢献の各種活動（友愛訪問活動、清掃・美化活動、防犯・交通安全活動、世代間交流活動、コミュニティビジネス活動、その他の地域社会貢献活動）

(補助金の交付申請)

第3条 要項第3条第1項の申請書の提出部数は、1部とし、その提出期限は、別途指定した期日までとする。

2 要項第3条第2項の規定にかかわらず、規則第3条第2項の添付書類は次に掲げるとおりとする。

- (1) 年度単位老人クラブ活動推進事業補助金所要額調（第1号様式）
- (2) 事業実施計画調（第2号様式）
- (3) 歳入歳出予算書（見込）抄本（任意様式）

(補助金の交付の条件)

第4条 規則第5条第1項第3号のその他知事が必要と認める条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 標記申請における補助事業に要する経費の各事業間の配分を変更（それぞれの配分額のいずれか低い方の額の20パーセント以内の変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けず、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は

廃棄してはならない。

- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第3号様式による調書を作成するとともに、補助事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前期の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（補助事業の対象期間）

第5条 本事業の対象期間は、毎年度4月1日から翌年3月末日までとする。

（補助金の変更交付申請）

第6条 要項第5条第2項の変更申請書の提出部数は、1部とする。

2 前項の変更申請書には、第3条第2項各号に規定する書類を添付するものとする。

（申請の取下げ）

第7条 要項第6条の申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して30日を経過した日までとする。

（実績報告）

第8条 要項第9条第1項の実績報告書の提出部数は、1部とする。

2 要項第9条第2項の規定にかかわらず、規則第13条の添付書類は次に掲げるとおりとする。

- (1) 年度単位老人クラブ活動推進事業補助金精算書（第4号様式）
- (2) 事業実施状況調（第5号様式）
- (3) 歳入歳出決算書（見込）抄本

3 要項第9条第3項及び第4項の提出期限は、交付決定のあった翌年度の5月末日とする。

（雑 則）

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成28年8月24日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

(第1号様式)

年度 単位老人クラブ活動推進事業補助金所要額調

市町村名 _____

(単位:円)

種 目	総事業費 A	寄附金その 他の収入額 B	差引額 (A-B) C	対象経費 支出予定額 D	基準額 E	県補助基本額 F	県補助所要額 (F×2/3) G	備 考
単位老人クラブ活動に対する助成								

- (注) 1 A欄からD欄には、当該県補助事業により、単位老人クラブ活動に対し市町村が行う助成事業の額をそれぞれ記入すること。
- 2 A欄には、市町村が歳出する助成事業に係る総費用を記入すること(歳出予算と一致すること。事業を委託する場合、委託先の総事業ではないので注意すること。)。ただし、委託先において利用者から徴収する予定の実費相当分(原材料費、光熱水費等)がある場合は、実費相当分に対応する額を加えること(この場合、当該加算分が歳出予算額と一致しない。)
- 3 B欄には、市町村の収入として計上するものを記入すること。ただし、委託先において実費相当分(原材料費、光熱費等)を別途徴収する場合は、実費相当分に対応する額を加えること。
- 4 D欄には、利用者から徴収する予定の実費相当分(原材料費、光熱水費)に対応する額は含めないこと。当該実費相当分を市町村の歳入予算に計上している団体では、歳出予算から控除する必要があるので特に留意すること。
- 5 E欄には、平成〇年〇月〇日付け高齢第〇〇号「平成〇〇年度単位老人クラブ活動推進事業補助金の内示について」で通知した**基準額**を記入すること。
- 6 F欄には、C欄、D欄及びE欄を比較して最も少ない額を記入すること。
- 7 G欄には、F欄の額に補助率2/3を乗じて得た額を記入すること。ただし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 8 C欄、F欄、G欄及び合計欄には計算式が入っているため、削除しないこと。
- 9 **交付申請書には県補助所要額(G欄)を記入すること。**

(第2号様式)
 単位老人クラブ活動推進事業補助金

事業実施計画調

市町村名 _____

(A)	補助対象単位老人クラブ数 (年4月1日現在)		クラブ
(B)	基礎額(3/3)	33,000	円
(C)	1クラブ当たりの市町村助成基礎額 (市町村が実際に一律に助成する予定額) (市町村における最低助成額)		円
(D)	市町村の助成基礎額(総額) (C) × (A) = (D)	0	円
(E)	基準額(3/3)※1 (B) × (A) = (E)	0	円
(F)	県補助基本額(3/3)※2 ((D)と(E)を比較して少ない方の額)	0	円

- ※1 補助金所要額調(第1号様式)中の基準額(E)と一致すること。
 ※2 補助金所要額調(第1号様式)中の県補助基本額(F)と一致すること。
 ※3 (D)～(F)欄には、計算式が入っているため、削除しないこと。

(第3号様式)

在宅福祉事業費補助金調書
(単位老人クラブ活動推進事業補助金)

市町村名: _____

年度厚生労働省所管

(単位:円)

県			市町村										備考		
歳出予算 科目	交付決定 の額	補助率	歳入			歳出									
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち間接 補助金等 相当額	うち国庫 補助金 相当額	支出済額	うち間接 補助金等 相当額	うち国庫 補助金 相当額			

- 1 「県」の「歳出予算科目」は、項及び目とともに、交付決定通知書に示した事業区分名も記入すること。
- 2 「市町村」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
なお、歳出にあつては、前記1の県の歳出予算科目欄において交付決定通知書に示した事業費区分名を記載する場合において、これに対応する経費が目の内訳にかかるときは、当該経費を目の内訳として記入すること。
- 3 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減等の区分を明らかにして記入すること。
- 4 「備考」は、参考となる事項を適宜記入すること。

(第4号様式)

年度 単位老人クラブ活動推進事業補助金精算書

市町村名 _____

(単位:円)

種 目	総事業費 A	寄附金その 他の収入額 B	差引額 (A-B)C	対象経費 実支出額 D	基準額 E	県補助 基本額 F	県補助 所要額 (F×2/3)G	県補助 交付決定額 H	県補助金 受入済額 I	差引過不足額		選定額 L	備 考
										超過額 J	不足額 K		
単位老人クラブ活動に 対する助成													

- (注) 1 A欄からD欄には、当該県補助事業により、単位老人クラブ活動に対し市町村が行う助成事業の額をそれぞれ記入すること。
- 2 A欄には、市町村が歳出する各事業に係る総費用を記入すること(歳出決算と一致すること。事業を委託する場合、委託先の総事業ではないので注意すること。)。ただし、委託先において利用者から徴収した実費相当分(原材料費、光熱水費等)がある場合は、実費相当分に対応する額を加えること(この場合、当該加算分が歳出決算額と一致しない。)
- 3 B欄には、市町村の収入として計上したものを記入すること。ただし、委託先において実費相当分(原材料費、光熱費等)を別途徴収した場合は、実費相当分に対応する額を加えること。
- 4 D欄には、利用者から徴収した実費相当分(原材料費、光熱水費)に対応する額は含めないこと。当該実費相当分を市町村の歳入に計上している団体では、歳出決算額から控除する必要があるので特に留意すること。
- 5 E欄には、平成〇年〇月〇日付け高齢第〇〇号「平成〇〇年度単位老人クラブ活動推進事業補助金の内示について」で通知した**基準額**を記入すること。
- 6 F欄には、C欄、D欄及びE欄を比較して最も少ない額を記入すること。
- 7 G欄には、F欄の額に補助率2/3を乗じて得た額を記入すること。ただし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 8 C欄、E欄～G欄、I欄～L欄及び合計欄には計算式が入っているため、削除しないこと。
- 9 差引過不足額については、G欄とH欄の差額をそれぞれ記入すること。
- 10 L欄には、G欄とH欄とを比較して少ない額を記入すること。

(第5号様式)
 単位老人クラブ活動推進事業補助金

事業実施状況調

市町村名 _____

交付申請書の老人クラブ数

クラブ

(A)	補助対象単位老人クラブ数 (実際の助成を行ったクラブ数)		クラブ
(B)	基礎額(3/3)	33,000	円
(C)	1クラブ当たりの市町村助成基礎額 (市町村が実際に一律に助成した額)		円
(D)	市町村の助成基礎額(総額) (C) × (A) = (D)	0	円
(E)	基準額(3/3) ※1 (B) × (A) = (E)	0	円
(F)	県補助基本額(3/3) ※2 ((D)と(E)を比較して少ない方の額)	0	円

差引過不足額が生じた理由	
--------------	--

- ※1 補助金所精算書(第4号様式)中の基準額(E)と一致すること。
 ※2 補助金精算書(第4号様式)中の県補助基本額(F)と一致すること。
 ※3 (D)～(F)欄には、計算式が入っているため、削除しないこと。